

問23 ①携帯電話端末の売買契約における「契約後のキャンセル・返品、返金、交換は、一切できません。」という条項、②進学塾の冬期講習受講契約における、代金払込後の解除を一切許さない旨の特約、あるいは、③貸衣装契約における「オーダーレンタルについては、契約後のキャンセルには応じられません。」という条項は、消費者契約法第8条の2に該当して無効になりますか。

(答)

1. これらの条項は、その文言上、事業者が債務を履行しない場合や、事業者の給付に瑕疵があり、契約の目的を達することができない場合を含めて、消費者に解除を認めず、消費者を契約に拘束し続ける条項であると考えられます。
2. したがって、これらの条項は、通常は、消費者契約法第8条の2に該当して無効になるものと考えられます^(注)。ただし、これらの条項が無効となつても、消費者が「いかなる場合でもキャンセルをすることができる」ことになるわけではありません。

(注) このような条項であつても、当該契約において、事業者に債務不履行があったときは消費者が契約を解除することができる旨が別途明記されていた場合など、当該条項が債務不履行に基づく解除権を放棄させるものとは認められない場合には、消費者契約法第8条の2には該当しません。